

平成25年5月17日

平成25年(行コ)第6号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎
控 訴 人 宮 部 龍 彦
被 控 訴 人 鳥 取 市

控 訴 理 由 書

広島高等裁判所松江支部 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎
原 告 宮 部 龍 彦

控訴人の控訴理由は、以下のとおりである。なお、各用語については、判決文中の例による。

第1 本件文書が公開条例第7条(2)号に該当するとした原判決の誤り

公開条例第7条(2)号は「個人の権利利益を害するおそれがある情報」を不開示情報とする規定である。

1 下味野に同和地区があることが分かると居住者および出身者が差別にさらされるおそれがあるとした判断の誤り

原判決は鳥取県の意識調査を根拠に、今だ部落差別意識がなくなったとはいえず、同和地区の居住者および出身者が差別にさらされるおそれがあるという趣旨のことを述べる(P12~13)。

しかし、本件で問題としているのは、具体的に鳥取市下味野地区のことであって、鳥取県が行った意識調査は根拠とならない。県全体を対象とした意識調査は、鳥取県全体で約100地区ある同和地区全体に対する漠然とした印象を反映したものであって、これが下味野の実態にもあてはまるとする判断は、不当な一般化に他ならない。

そもそも、控訴人龍彦が求めたのは、税の減免の対象区域に関する情報であ

る。身近な地域の一部の住民だけが特別に税を減免されており，では自分も減免の対象になるか知るために具体的な要件を問うと行政が隠そうとするのであれば，同和地区であろうとなかろうと，奇異に見られて当然のことである。

2 下味野に同和地区があることを鳥取市が明らかにすると，門地による差別を禁じた憲法の精神を全うすることができない(原判決P13～14)という憲法解釈の誤り

憲法14条1項は「すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない」としているのであって，それらの属性を秘密にするという趣旨ではなく，それによって公権力が差別してはならないということである。

原判決の趣旨が，それらの属性を誰かが把握することが間接的に差別につながるということであれば，鳥取市が文書として保有して，税務に利用した時点で，既に鳥取市が差別に利用できる状態にある。

また，そもそも下味野に同和地区があるということがどうして門地による差別につながるのか，原判決は説明していない。同和関係者ということが門地の一つであるとする、それは「属地・属人」として認定されてきたもので，単に同和地区という地域に属するものではない。さらに，篠田集落の一部や鳥取刑務所の職員住宅等も含む下味野という区域に同和地区があると分かっただけで，誰かの門地に結びつくという考えは不合理である。

3 控訴人が下味野地区に同和地区が存在することが鳥取市において広く知られていることを示す証拠を提出していない(原判決P14)とする事実判断の誤り

控訴人は下味野に同和地区があることを示す出版物(甲18, 甲29)や，美和小学校で，下味野および倭文に同和地区が存在することが教えられていた証拠(甲24号証)を提出している。出版物に掲載したり，学校で教えたりすれば，広く知られるようになるのは当然のことであるが，原判決P17～18にある通り，原審においてことごとく認められなかっただけのことである。

下味野に同和地区があることが広く知られる証拠を追加すると，鳥取市が発

行する広報誌である「とっとり市報」（甲31の1～6号証）がある。控訴人が昭和52年から昭和57年にかけて発行された市報を調べたところでは、同和対策事業としての小集落改良事業（甲31の1）、同和地区の子供会活動（甲31の2）、同和地区住民の体験談（甲31の3、4）、同和地区の学習活動（甲31の5）が下味野という実名入りで記事にされている。

そして、これらの記事を市民の9割近くの人が読んでいたことが調査で明らかにされている（甲31の6）。現在のようにメディアが多様ではなかったので、市の広報はほとんどの市民が目を通しており、少なくともこの頃以来、下味野をはじめとする同和地区の地名が公然のものであることは疑いない。

第2 本件文書が情報公開条例第7条（2）号アに該当しない原判決の誤り

情報公開条例第7条（2）号アは「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を情報公開条例第7条（2）号の不開示情報から除外するとした規定である。

1 租税法律主義が対象地域を明らかにすることを求めていないとする憲法判断の誤り

「租税法律主義は、対象地域外の住民にとって、対象地域が明らかでないからといって、その対象地域を明らかにすることを求めるものではない」（原判決P16）という判断は憲法30条及び84条に違反する。

もし、原判決の通りであれば、「下味野地区が対象となっている税の減免制度に関する情報」のような類型の情報公開請求に対しても地方自治体が拒否処分を行うことが許されることになる。

特に固定資産税に関しては、地方税法416条が土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の手続きを定めていることを鑑みれば、減免の対象地域を明らかにしなくても良いというような解釈は成り立たない。地方自治体が秘密裏に固定資産税の減免の対象区域を設定することが許されるのであれば、たとえ不動産価格の評価基準が公にされていても、実際の固定資産税額が公正であることは確認できないのであるから、地方税法416条の縦覧制度は無意

味化し、固定資産税制の信頼性の根幹を崩すことになる。

また、憲法 22 条 1 項が居住移転の自由を保証している一方で、税の減免の対象地域をその地域の住民だけにしか明らかにしなくてもよいのであれば、たまたま対象地域に住んだことのある人だけが減免対象物件を知り、不動産の売買にその情報を利用できることになる。本件においては対象地域はすなわち同和地区なのであるから、同和地区の住民であれば、他の市民が知らない税の減免の対象地域を知ることができるということであって、このこと自体原判決 P13～14 が述べる「門地による差別」に他ならない。

さらに、現に鳥取市長は控訴人慎太郎に対して同和減免の申請を拒否し、対象区域を明かしていないのであるから、暗に控訴人慎太郎の住所が対象区域外にあることを明らかにしており、公開条例 10 条による存否応答拒否が意味をなしていない。

2 図書館などで入手できる資料に関する、原判決の事実認定の誤り

原判決は、鳥取県立公文書館に所蔵され、下味野の旧赤池集落が被差別部落であることが記載されている「ムラのあゆみ 1」について、「その閲覧の態様からすれば、同公文書館が「ムラのあゆみ 1」を不特定多数の人に知れわたる状態に置いていたとまでは評価できない」(P17)としているが、そもそもどのような態様で「ムラのあゆみ 1」が閲覧に供されていたかを控訴人は原審では述べていない。

ここで説明すると、「ムラのあゆみ 1」はインターネットで閲覧できる同公文書館の資料目録に掲載されていたものであって、同公文書館がメールでの複写申し込みを受け付けていたことから、神奈川県在住の控訴人龍彦が一般の利用者の立場で同公文書館の担当者に全部複写を申し込み、その後同公文書館から「著作権について下味野部落史研究会から許諾が得られた」と連絡があって、控訴人龍彦が複写物を郵送で受領するに至ったものである。

また、控訴人慎太郎が平成 24 年 9 月 26 日に別訴（平成 24 年（行ウ）第 6 号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件）を提起した際に、国立国

会図書館がインターネットで公開している「因幡誌」を証拠として提出し、「因幡誌」には下味野の枝村である赤池が「穢多村」であることが記載されていることを指摘した。「因幡誌」については、改めて甲32号証として提出する。

従って、原判決の事実認定は誤りで、下味野の旧赤池集落が被差別部落であることを記載した資料は、鳥取県立公文書館で誰でも複写できただけでなく、国立国会図書館によりインターネットでも公開されており、不特定多数の人にあまねく知れわたる状態に置かれているのは紛れもない事実である。

3 鳥取市誌や下味野にある記念碑、同和対策施設などから同和地区が公になっていたとは認められないとする原判決の誤り

原判決は、鳥取市誌（甲29）や現地の記念碑など（甲22の1～3）から下味野で同和対策事業が行われたことが明らかであっても「当然に他の集落、地区の住民、とりわけ他県から転入するなど鳥取県内に存在する同和地区について何らかの知識を有しない市民が同和地区であることを知り得たり、知っていたとはいえず」（P17～18）と述べている。

しかし、鳥取市誌は鳥取県立図書館の郷土史コーナーの開架に同じ物が3冊置かれ、他県からの利用者であっても自由に閲覧、複写が可能である。そもそも市誌は市の歴史を知るための文献として、将来にわたって不特定多数から参照されることを意図したものである。従って、同和地区外の住民や他県からの転入者などが知り得ないものではない。

また、「何らかの知識を有しない市民」が知らないのは当たり前であって、文章として成立していない。原判決の趣旨からすれば、同和地区について差別的な感情を抱く人がおり、差別するために下味野に同和地区があるかどうかを調べることを危惧するものと考えられるが、それは簡単に出来る状態である。

また、同和対策として行われた小集落改良事業が下味野で行われたことが市誌に掲載されていても公にしたことにはならないのに、同和対策として行われた税の減免が下味野で行われたことを公開条例により開示してはいけないとい

う原判決は、矛盾している。

4 いわゆる「立場宣言」を推奨した教育の存在についての事実認定の誤り

鳥取市立美和小学校で下味野地区に同和地区が存在することを明らかにするように指導（いわゆる「立場宣言」ないしは「社会的立場の自覚を深める学習」）されていたことについて、原告が提出した証拠（甲24）が伝聞であり、匿名の発言であることから信用できないとする。

しかし、匿名で行われた意識調査のようなものの信憑性を認める一方で、部落解放運動団体により発行され、個別具体的な記述がされている雑誌記事を信用できないとするのは一貫性がない。

それでもなお実名入りの資料でなければ信用できないとするのであれば、市報などの出版物で下味野の住民が実名、地名を出してきた証拠（甲31の2, 3, 関連として甲33, 甲34）がある。また、具体的な地区は特定されないが、鳥取県内で「部落民宣言」が行われていたことが指摘されている（甲35）。

原判決では部落解放運動において「寝た子を起こすな」という発想を批判する観点があるが鳥取市長が同和地区の場所を公にすることが許容されるとは言えないという趣旨のことを述べるが(P18~19)、これは部落解放運動の1つのイデオロギーに過ぎず、法律による判断とは無関係なものである。また、控訴人龍彦が求めたのは、公開条例が定める手続きによる「行政文書の開示」であって、原判決がいうところの「公にする」ことを求めたのではない。

第3 義務付けの訴えについて

原判決は、本件甲処分取消しを求める請求に理由がないため、本件各文書の開示の義務付けを求める訴えは不適法と述べる(P20)。しかし、前述の通り取消しを求めるとともに、本件各文書の開示の義務付けを求める訴えは適法である。

第4 個人情報開示請求について。保護条例の解釈の誤り

原判決は、保護条例にかかる判断を、本件書く文書に控訴人慎太郎についての保有個人情報は記載されていないと推認できることを理由に避けている（原判決P20～

P21)。

しかし、同和減免の対象地域は、その用途からすると固定資産税の課税対象物件が個別に識別できるほどの精度がなければならないはずで、そこには控訴人慎太郎の住所地が含まれているかどうかを判別できる情報が存在するはずである。

また、情報公開制度の後に個人情報開示制度が創設された経緯があり、判例は個人情報開示制度がない自治体においては、情報公開制度に個人情報の開示が明文化されていなくても、情報公開制度による個人情報の開示を認めている（平成9(行ツ)21平成13年12月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

原判決は「対象地域外の住民にとって、対象地域が明らかでないからといって、その対象地域を明らかにすることを求めるものではない」（原判決P16）と述べており、これは逆に対象地域の住民にとっては明らかであると判断したものと考えられる。一方、対象地域が個人に関する情報でないからと言って保護条例による開示についての判断を避けるのであれば、情報公開制度と個人情報開示制度の間にギャップが生じることとなり、そのギャップを埋めて最大限の開示請求権を認めた判例とそぐわない。

また、原判決は存否を答えることが特定の地区に同和地区があるかどうかを明らかにすることから存否応答拒否を認める趣旨の判断をしているが(P21)、同和減免の性質上、対象地域内の住民は特定の地区に同和地区があることを知ることは必然であって、対象地域内の住民による請求に存否を答えても新たな情報を明らかにすることにはならないはずである。とすると、控訴人慎太郎が対象地域の住民であるかどうかを判断しなければならないはずであり、判決理由に不備がある。

ま と め

以上の通り、原判決には事実誤認と法令の解釈適用に重大な誤りがあるので、一審判決を取り消し、控訴人の請求の趣旨通りに判決すべきである。

平成25年(行コ)第6号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
 原 告 宮 部 龍 彦
 被 告 鳥 取 市

証 拠 説 明 書

平成25年5月17日

広島高等裁判所松江支部 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎
 原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲31の1	とっとり市報	写し	S52.11	鳥取市	馬場, 円通寺, 下味野で同和対策の小集落改良事業が行われたことが市報に掲載されたこと
甲31の2	とっとり市報	写し	S53.3	鳥取市	同和地区の子供たちが下味野にいたことが市報に掲載されたこと
甲31の3	とっとり市報	写し	S54.2	鳥取市	下味野在住の会社員の部落差別体験が市報に掲載されたこと
甲31の4	とっとり市報	写し	S54.9	鳥取市	下味野出身の隣保館員が部落出身を隠さないようにしていると市報に掲載されたこと
甲31の5	とっとり市報	写し	S57.2	鳥取市	同和地区の学習活動が古海, 西品治, 下味野, 馬場で行われていることが市報に掲載されたこと
甲31の6	とっとり市報	写し	S57.10	鳥取市	市報の同和問題記事が市民の9割近くに読まれているとの調査結果があること

号	証	標目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲32		因幡誌	写し	M37.10(原本 寛政7.4)	阿陪恭庵 (国立国会図書館所蔵)	下味野の旧赤池集落が穢多村であった資料が、国立国会図書館によりインターネットで公開されていること。
甲33		部落解放	写し	S57.7	解放出版社	下味野住民が本名地名入りで市報に掲載した被差別体験記が反響を呼んだこと
甲34		部落解放	写し	H10.12	解放出版社	下味野の部落解放同盟員が下味野は被差別部落であると出版物で表明していること
甲35		部落	写し	S59.8	部落問題研究所	鳥取県で「部落問題宣言」が行われていることを、解放同盟に批判的な人も指摘していたこと